

	契約用
○	業者用

東車両基地タイヤ交換装置定期整備  
業務委託仕様書

令和7年度

車両課長
(車両管理者)

(高)車両課 大谷地検修係)

令和7年10月	札幌市交通局	札交車25第2169号
---------	--------	-------------

## 1 適用

本仕様書は、東車両基地のタイヤ交換装置定期整備に適用する。

## 2 履行期間

契約書に示す着手の日から令和8年3月31日までとする。

なお、業務委託受託者から委託業務完了時、業務完了届を受理した後、委託者が指定した場所及び期日の双方立会のもと完了検査を行い、検査に合格した時をもって業務の完了とする。

## 3 業務実施場所

札幌市交通局 高速電車 東車両基地又は、受託者の施設

札幌市厚別区大谷地東6丁目1番1号

## 4 業務範囲

本仕様書による作業範囲は、東車両基地に設置してあるタイヤ交換装置の定期整備とする。

## 5 業務時間

原則として9時00分より17時00分までとする。

## 6 業務数量

206番線 タイヤ交換装置-16台(TE-13-160-16台)、集中制御盤-2面、表示灯-2式、押ボタンスイッチ-16組

207番線 タイヤ交換装置-16台(TE-13-160-14台 TE-13-170-2台)、集中制御盤-2面、表示灯-2式、押ボタンスイッチ-16組

## 7 業務内容

- (1) タイヤ交換装置 32台について、油圧ポンプ吐出側配管へ新規に油圧計(OPG-AT-G1/4-60X25MPA(ASK製)又は同等品)、油圧計用コックを取付、油圧作動油の交換、油圧関係機器の点検、清掃、グリスアップ指示部へのグリスアップ及び清掃を行う。タイヤ交換装置に関わる電気回路の絶縁抵抗測定、集中制御盤、表示灯、押ボタンスイッチの取付、作動状態の確認をする。

- (2) 試運転

整備後は、実車にて(8000形車両)ジャッキアップ量とその30分後の降下量の測定を行

う。 実車の移動は当局職員が行う事とする。

区分	装置	単位	数量	206 番線 点検・整備内容	
本体	テーブル	台	16	各部の損傷・変形・亀裂の有無	
	フレーム	台	16		
	アーム	本	64		
	上下移動コロ	個	64	摩耗・変形・亀裂の有無	グリスアップ
	固定ピン	本	64		
	シャフト	本	32		
	センターピン	本	32		
	シリンダー上下ピン	本	64		
	ジャッキベース	台	64		
	各ボルトナット				
油圧 経路	シリンダー	本	32	変形・油漏れの有無	清掃
	ロッド	台	32		
	モーター	台	16	異音の有無	各ボルトナット増締
	カップリング	台	16		
	油圧ポンプ	台	16	油漏れ・異音の有無	
	油圧バルブユニット	台	16	動作確認	清掃
	油圧配管	本	80	損傷・亀裂・油漏れの有無	
	油圧ホース	本	32		
	油タンク	台	16		洗浄
	ストレーナー	本	16	損傷の有無	基準 14.2Mpa～14.7Mpa
	リリーフ弁	個	16		
電気 関係	リミットスイッチ	個	48	動作確認	各ビスの締付け
	押しボタン	台	32		

	集中制御盤	面	2		
	絶縁抵抗	台	16	測定	
試運転				8000 形をジャッキアップ量の測定	台車中心部の走行路面からテーブル下面間
				30 分後の降下量測定	基準 5mm以下

区分	装置	単位	数量	207 番線 点検・整備内容	
本体	テーブル	台	16	各部の損傷・変形・亀裂の有無	
	フレーム	台	16		
	アーム	本	64		
	上下移動コロ	個	64	摩耗・変形・亀裂の有無	グリスアップ
	固定ピン	本	64		
	シャフト	本	32		
	センターピン	本	32		
	シリンダー上下ピン	本	64		
	ジャッキベース	台	64		
	各ボルトナット				
油圧経路	シリンダー	本	32	変形・油漏れの有無	清掃
	ロッド	台	32		
	モーター	台	16	異音の有無	各ボルトナット増締
	カップリング	台	16		
	油圧ポンプ	台	16		
	油圧バルブユニット	台	16	動作確認	
	油圧配管	本	80	損傷・亀裂・油漏れの有無	清掃
	油圧ホース	本	32		
	油タンク	台	16		洗浄

	ストレーナー	本	16	損傷の有無	
	リリース弁	個	16	動作確認	基準 14.2Mpa～14.7Mpa
電気 関係	リミットスイッチ	個	48		各ビスの締付け
	押しボタン	台	32		
	集中制御盤	面	2		
	絶縁抵抗	台	16		測定
試運 転				8000 形をジャッキア ップ量の測定	台車中心部の走行路面 からテーブル下面間
				30 分後の降下量測定	基準 5mm以下

#### 8 タイヤ交換装置の仕様

タイヤ交換装置	TE-13-160
テーブル面積	1,610 mm×1,800 mm
荷重	16,000kg
最低高さ・押上高さ	1,060 mm リフト 500 mm
最高高さ	1,560 mm
油圧ポンプ用モーター	4P 3.7KW 50Hz 1,500rpm
油圧ポンプ	高圧歯車ポンプ 175kg/cm <sup>2</sup>
油圧シリンダー	160 φ × 260L × 2

タイヤ交換装置	TE-13-170
テーブル面積	1,610 mm×1,800 mm
荷重	17,000kg
最低高さ・押上高さ	1,350 mm リフト 210 mm
最高高さ	1,560 mm
油圧ポンプ用モーター	4P 3.7KW 50Hz 1,500rpm
油圧ポンプ	高圧歯車ポンプ 175kg/cm <sup>2</sup>

油圧シリンダー	160φ×260L×2
---------	-------------

集中制御盤	
寸法	1,200W×500D×1,950H
動力電源	420V 50Hz
操作電源	100V 50Hz

表示灯	
寸法	510W×360D×250H
動力電源	170φ プレスガラス 100v50Hz

## 9 費用の負担

### (1) 委託者の負担

- ア 整備に要する動力、用水、圧縮空気、交換に使用する作動油。
- イ 東車両基地作業で発生した廃棄物の処理。

### (2) 受託者の負担

- ア 交換に使用する作動油以外の油脂及び消耗品。
- イ 整備に要する計測器、工具。
- ウ 東車両基地以外で発生した廃棄物の処理。
- エ 油圧計及びその取付部材。
- オ その他当局の負担に属さない一切の経費。

## 10 提出書類

- (1) 業務着手届……………着手と同時
- (2) 業務主任経歴書……………着手と同時
- (3) 労災関係届出書類……………着手と同時(年度更新申告書の法定様式の控えの写しでも可)
- (4) 業務工程表……………着手と同時
- (5) 検査成績表……………完了と同時

- (6) 業務完了届・・・・・・・・・・完了と同時
- (7) 作業工程写真・・・・・・・・・・完了と同時
- (8) その他当局が必要とするもの・・・・・・・・その都度

※ 提出書類には、代表者印が押されていること

#### 11 再委託について

受託者は、業務の全部若しくは一部を第三者に委託してはならない。ただし、業務の一部であって業務の性質上、再委託が発生する場合は契約締結後直ちに委託者へ申し出ること。委託者がやむを得ないと認めた場合は再委託承諾願(指定様式)を書面にて提出し、委託者から再委託承諾通知により承諾を得なければならない。

#### 12 疑義

本仕様書に明記なき事項、および本仕様書の内容に疑義が生じた場合は当局と協議するものとするが、最終決定は当局が行うのでその指示に従うこと。

#### 13 その他

作業工程写真については、撮影箇所名と日付がわかるようにすること。

#### 14

作業工程写真については、撮影箇所名と日付がわかるようにすること。

#### 15 札幌市環境マネジメントシステムの運用への協力

- (1) 受託者は、作業に従事する者へ本市の「環境方針」(別添)を周知し、本市の環境配慮に対する取り組みについて理解させること。
- (2) 受託者は、本市環境マネジメントシステムに合致する形で遂行すること。

#### 16 札幌市鉄道事業安全管理規程の遵守及び運輸安全管理の徹底

- (1) 受託者は、安全第一の意識を持って、札幌市鉄道事業安全管理規程で定める事項を遵守するとともに、輸送の安全を確保するために社内体制を整備し、業務従事者にはこれを徹底すること。
- (2) 受託者は、当局の輸送事業に係る安全管理体制に積極的に協力をするとともに、輸送の安全を確保するため、当局との密接な連携を図ること。
- (3) 受託者は、関係法令等を遵守することが鉄道輸送の安全確保のためには重要かつ不可欠であることを認識し、管理者(現場管理者を含む)及び作業員等にこれら関係法令等の周知

徹底を図り、十分な品質管理を行うこと。 なお、その一部を他社に外注する場合は、同様のことが実施されるよう発注仕様書等により指示すること。

以上

# 環境方針

## 1 基本理念

札幌市役所は、地球環境への負荷を継続的に低減するため、エネルギー使用量及び温室効果ガス排出量の削減など、環境配慮取組の推進に努めてきました。

近年、気象災害をはじめとした気候変動の影響が深刻化する中、脱炭素社会の構築に向けて、気候変動対策は大きな転換期を迎えています。

札幌市においても、地球の平均気温の上昇を1.5℃に抑える努力を追求するというパリ協定の目的を踏まえて、2050年の目標に「温室効果ガス排出量を実質ゼロにする（ゼロカーボン）」を設定するとともに、2030年についても高い目標を掲げて温室効果ガスの排出量の削減に取り組んでいくこととしました。

札幌市役所は、市域の温室効果ガスの約6%を排出する市内最大級の事業者であり、自ら排出量の削減に率先して取り組む姿を市民・事業者へ示していくことが必要です。

そのため、徹底した省エネルギー対策を進め、そのうえでどうしても必要なエネルギーは再生可能エネルギーへと転換していくことを基本的な方向として、環境マネジメントシステムによる継続的改善を図り、札幌市役所の事務事業に伴うエネルギー使用量及び温室効果ガス排出量を着実に削減していきます。

また、国連「持続可能な開発目標（SDGs）」の視点を踏まえ、環境配慮取組を推進することで、温室効果ガス排出量の削減のみにとどまらず、経済、社会分野の統合的解決を目指すとともに、市民・事業者・行政が協働し、一体となって脱炭素社会に向けて取り組むことで、「心豊かにいつまでも安心して暮らせるゼロカーボン都市『環境首都・SAPPORO』」の実現を目指してまいります。

## 2 基本的方向

全ての部局は、所管する事務事業について、環境に関する法令を遵守することはもとより、SDGsの視点も踏まえながら環境配慮取組を推進し、脱炭素社会の実現に向けて、以下の項目に重点的に取り組みます。

- 1 徹底した省エネルギー対策を進めます。
- 2 再生可能エネルギーの導入を拡大します。
- 3 移動における脱炭素化を進めます。
- 4 廃棄物の発生・排出を抑制し、省資源・資源循環を推進します。
- 5 環境負荷の少ない製品やサービスを利用します。
- 6 事務事業のみならず、公共工事・委託業務における環境負荷を低減します。
- 7 環境問題に関する啓発・教育活動を推進します。

この環境方針による環境活動の成果は、市民に公表するとともに、市民からの意見を市政運営に反映させていただきます。

令和3年4月1日

札幌市長 秋元克広

札幌市環境局

